

生総第 455 号
地第 851 号
刑総第 611 号
捜一第 214 号
平成 28 年 7 月 7 日
(一部改正 平成 29 年 7 月 13 日 刑総第 612 号)

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について (通達)

子供の心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者については、法務省から警察庁経由により、情報の提供を受け、これらの者の再犯防止に向けた措置を「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」(平成 23 年 3 月 15 日付け生総第 128 号ほか。以下「旧通達」という。)により実施してきたところであるが、本措置については、刑法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 49 号)及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成 25 年法律第 50 号)が本年 6 月 1 日から施行され、刑の一部執行猶予制度が創設されたことに伴い、下記のとおり実施することとしたので、各所属にあっては本通達の趣旨に沿って適切な措置を講じられたい。なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

第 1 目的

子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置について定めることを目的とする。

第 2 子供対象・暴力的性犯罪

子供対象・暴力的性犯罪とは、次のいずれかに該当する罪であって、被害者が 13 歳未満の者であるものをいう。

- 1 強制わいせつ(刑法第 176 条)、同未遂(同法第 180 条)及び同致死傷(同法第 181 条)

- 2 強制性交等（同法第 177 条）、同未遂（同法第 180 条）及び同致死傷（同法第 181 条）
- 3 監護者わいせつ及び監護者性交等（同法第 179 条）、同未遂（同法 180 条）及び同致死傷（同法第 181 条）
- 4 強盗・強制性交等（同法第 241 条第 1 項）並びに強盗・強制性交等致死（同条第 3 項）及び同未遂（同法第 243 条）並びに常習強盗・強制性交等（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第 4 条）
- 5 営利目的等略取及び誘拐（刑法第 225 条）のうちわいせつ目的のもの及び同未遂（同法第 228 条）
- 6 強制わいせつ未遂（改正法による改正前の刑法第 179 条）
- 7 強姦（改正法による改正前の刑法第 177 条）、同未遂（同法第 179 条）及び同致死傷（同法第 181 条）
- 8 集団強姦（改正法による改正前の刑法第 178 条の 2）、同未遂（同法第 179 条）及び同致死傷（同法第 181 条）
- 9 強盗強姦、同致死（改正法による改正前の刑法第 241 条）及び同未遂（同法第 243 条）並びに常習強盗強姦（改正法による改正前の盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第 4 条）

第 3 再犯防止措置対象者

再犯防止措置対象者とは、子供対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、第 5 に定める再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして、警察庁が登録する者をいう。

第 4 再犯防止措置対象者の登録等

1 再犯防止措置対象者の登録

法務省から警察庁に対し、子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者についての出所情報が提供されると、警察庁は当該刑務所に収容されている者を再犯防止措置対象者として登録し、出所後の帰住予定先等を管轄する警察本部長に対し、その旨を通知する。

2 再犯防止措置実施警察署の指定

1 の通知を受けた警察本部長は、再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定先を管轄する警察署を再犯防止措置実施警察署に指定する。

3 再犯防止担当官の指定

再犯防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「再犯防止措置実施警察署長」という。）は、原則として、警部以上の階級にある者から、再犯防止担当官を指定するものとする。

4 再犯防止に向けた措置の実施体制

再犯防止に向けた措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

(1) 本部再犯防止措置担当課長

警察本部長が指定する本部再犯防止措置担当課長（警察本部生活安全部生活

安全総務課長をもって充てる。以下「生活安全総務課長」という。)は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止に向けた措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止に向けた措置の実施について、再犯防止措置実施警察署長を指導する。

(2) 再犯防止措置実施警察署長

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止に向けた措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止に向けた措置の実施に当たる。

(3) 再犯防止担当官

再犯防止担当官は、再犯防止措置実施警察署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

第5 再犯防止に向けた措置の実施

1 所在の確認及び面談

(1) 出所後の所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、出所予定日が到来した場合（仮釈放者については、仮釈放期間が終了した場合又は保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間が終了した場合）、速やかに、当該再犯防止措置対象者が帰住予定先（仮釈放者については、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

(2) 継続的な所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、(1)により所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

(3) 面談の実施

(1)又は(2)の所在確認を行う際、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うものとする。

2 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

子供に対するつきまとい、声かけ等の前兆事案（以下「前兆事案」という。）については、行為者特定のための詳細・網羅的な情報を収集することに努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子供に対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合においては、再犯防止措置担当部門と捜査担当部門とが情報の共有等の緊密な連携に配意し、迅速な対応を図るものとする。

3 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放者（更生保護法（平成19年法律第88号）第40条の規定により保護観察に付される。）又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合には、同法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居（同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住

居)に居住することや、転居又は7日以上の旅をするとき、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められているところから、生活安全総務課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めるものとする。

4 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

(1) 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

出所後又は継続的な所在確認において、再犯防止措置対象者が転居したことが確認された場合であって、転居先が判明しているときは、再犯防止措置実施警察署長は、生活安全総務課長に転居先を報告するものとする。

(2) 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

出所後又は継続的な所在確認において、再犯防止措置対象者がそれぞれの帰住予定先又は住居に居住していないことが確認された場合(居住しているか否かが不明である場合を含む。)にあつては、再犯防止措置実施警察署長は、生活安全総務課長にその旨を報告するものとする。

第6 登録の解除

再犯防止措置対象者の登録を解除したときは、警察本部長が、再犯防止措置実施警察署長にその旨を通知する。

第7 再犯防止に向けた措置実施上の留意事項

1 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止に向けた措置の実施に当たる者は、再犯防止に向けた措置が、再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

2 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第8 都道府県警察間の連携

再犯防止に向けた措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再犯防止措置実施警察署長は、生活安全総務課長を経由して、当該他の都道府県警察の本部再犯防止措置担当課長を通じ当該関係を有する警察署の署長に協力を依頼するものとし、他の都道府県警察から協力依頼を受けた場合には、誠実にこれに対応するものとする。

第9 関係機関・団体との連携

再犯防止に向けた措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

第10 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、懲役又は禁錮の刑を執行された者で

あって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるものについては、第3にかかわらず、警察庁に対し、再犯防止措置対象者としての登録の必要があるものとして通知する。

通知を受けた警察庁が、当該通知に係る者を再犯防止措置対象者として登録する必要があると認めたときは、警察庁から法務省に対しその者に係る出所情報の提供を求め、法務省から出所情報の提供を受けたときは、再犯防止措置対象者として登録される。